

平成20年6月

第2回安堵町議会定例会会議録

平成20年6月10日(火) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 12名

3 欠席議員 0名

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課長補佐	大 星 義 博	産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	金 振 壽美恵		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 報告第 1 号：平成 19 年度安堵町一般会計補正予算の専決処分について
(補正第 9 号)
- 日程第 4 報告第 2 号：平成 19 年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 3 号：平成 19 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 4 号：平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について (補正第 1 号)
- 日程第 7 報告第 5 号：平成 20 年度安堵町老人保健特別会計補正予算の専決処分について (補正第 1 号)
- 日程第 8 報告第 6 号：安堵町税条例の一部改正の専決処分について
- 日程第 9 報告第 7 号：安堵町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について
- 日程第 10 報告第 8 号：安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について
- 日程第 11 議案第 1 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算について (補正第 1 号)
- 日程第 12 議案第 2 号：安堵町税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 3 号：奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 14 常任委員会委員の選任について
- 日程第 15 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 16 議長報告

開 会 午前10時

議長（吉田宏至） それでは皆さん、おはようございます。
早朝より御苦労様でございます。
ただいまの出席議員12名です。
定足数に達していますので、平成20年第2回安堵町議会定例会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受け致します。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。
時節柄、大変お忙しいところ御出席賜りましてありがとうございます。
本提案させていただいております案件につきまして大略説明させていただき、皆様方の御審議を仰ぎたいと思います。
提案させていただいております案件は専決処分の報告案件が8件で、うち繰越明許費繰越計算書が2件でございます。補正予算の専決処分が3件、条例の一部改正専決処分及び変更が3件でございます。議案案件は条例の一部改正が2件、平成20年度の補正予算案件が1件の計、合計が11件でございます。順を追って大略説明致しまして、皆様方の御審議を仰ぎ御可決・御承認賜りますようお願い致します。
まず第一番目の報告第1号：平成19年度安堵町一般会計補正予算の専決処分についてでございます。これにつきましては、基金の積立金の利息におきまして予算額を超えたために2万7千円を増額補正するものであります。3月議会終了後であったために、3月24日にこれを専決処分とさせていただきました。
続きまして報告第2号：平成19年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。これにつきましては、3月の定例議会におきまして19年度から20年度への事業繰越明許費の補正予算の議決をいただいたものについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。土木費の下水道事業特別会計への繰出金として360万円でございます。

次に報告第 3 号：平成 19 年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。これにつきましても、19 年度から 20 年度への繰越明許費として補正の議決をいただいたもので、笠目地区から西安堵地区への特定環境保全公共下水道事業で 2 億 2,214 万 9 千円でございます。これを繰越明許させていただきました。

報告第 4 号：平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分でございます。これは平成 19 年度予算において歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づきまして、平成 20 年度歳入より前年度繰越充用金として 1,462 万円の増額補正で、出納閉鎖であります 5 月 30 日に専決処分とさせていただいたもので、これを報告するものでございます。

次に報告第 5 号：平成 20 年度安堵町老人保健特別会計補正予算の専決処分についてでございます。これにつきましても平成 19 年度予算において歳入に不足が生じたため..。

これみんな間違いました。19 年度決算において歳入に不足が生じたため。先ほどの三資金につきましても、予算と申し上げましたが、19 年度決算でございます。

平成 19 年度決算におきまして歳入に不足が生じたため、20 年度予算において前年度繰越充用金として 1,691 万 3 千円の補正。また支払基金への償還金として 103 万 5 千円の補正で、合計 1,794 万 8 千円の増額補正でございます。これも出納閉鎖の関係上 5 月 30 日に専決処分させていただき、これを報告するものでございます。

次に報告第 6 号：安堵町税条例の一部改正の専決処分についてでございます。

地方税法の一部改正する法律が本年 3 月 30 日に交付されたことに伴いまして、安堵町税条例の一部改正するものでございます。改正内容につきましては、個人住民税の住宅ローン特別控除の申告の提出期限に係る宥恕規定の整備、また法人住民税については、公益法人制度改革による新たな法人制度の創設に伴う公益法人関係税制の整備、次に固定資産税におきましては、多岐にわたっての非課税等特別措置の創設及び見直しが行われたなどの改正でございます。これは 4 月 30 日からの施行でございます。これはねじれ国会の関係で 4 月 30 日ということで 1 箇月遅れでございまして、20 年度から適用される分でございますので専決処分させていただきました。

報告第 7 号：安堵町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分についてでございます。これにつきましても税条例のと同じく 4 月 30 日に健康保険法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う安堵町国民健康保険税条例の一部改正するもので、改正内容は国民健康保険税、後期高齢者医療制度の創設に伴い賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加し、その算定基準等を定めることと、また課税賦課限度額を変更するなどの改正がなされたものでございます。これも 4 月 30 日からの施行でございます。ねじれ国会の関係ということでこれを専決処分とさせ

ていただきました。

次に報告第 8 号：安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分についてでございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が本年 3 月 26 日公布され、4 月 1 日からの施行という補償基準額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額の引き上げに伴うものでございます。これは 4 月 1 日からの施行であるためこれを専決処分とさせていただきます。

次に議案第 1 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算についてでございます。今回の補正額は 850 万 5 千円の増額補正で、内容につきましては、5 月の人事異動に伴う人件費等で関係課の調整分、また土木費の道路橋梁費で、町道の擁壁及び舗装工事費で通行上危険箇所があり、早急に行う必要があるため 400 万円の補正をさせていただきます。次に消防費におきましては 6 名の消防団員が退団したため、退職報償金の支払額 292 万 2 千円を補正するものでございます。

この金額につきましては、補償基金の方から交付されることになっております。

議案第 2 号：安堵町税条例の一部改正についてでございます。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が 4 月 30 日に公布されたことに伴いまして、安堵町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、寄付金控除の見直し、上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率の廃止及び損益通算の範囲が拡大されたこと。次に個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が導入されたこと、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例。法人住民税においては、民法第 34 条に規定されている社団法人、財団法人が一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人に区分されることなどが改正された主なものでございます。

次に議案第 3 号：奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてでございます。本年度より施行されている制度であります広域連合規約において、副広域連合長 2 人を 3 人に改めたことに伴いまして、執行機関の選任の方法、副連合長の任期等関連条項の変更が改正されたものでございます。これは今まで市長会の会長、それから町村会の会長が副連合長となっておったものでございますが、新たにそこに 1 名専門職の副連合長を置くという規約の改正でございます。

以上、大略説明させていただきましたが詳細につきましてはその都度各担当課より説明致しますのでよろしく御審議賜り、御承認・御可決賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが大略説明とさせていただきます。

議長（吉田宏至） はい、御苦労様です。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、2番 山岡敏議員と、3番 岡田裕明議員を指名致します。

議長（吉田宏至） 日程第2：「会期決定について」を議題と致します。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より18日までの9日間と内定していただいておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から18日までの9日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 報告第1号：「平成19年度安堵町一般会計補正予算の専決処分について（補正第9号）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは報告第1号：平成19年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）の専決処分について御説明致します。議案書の6ページをお願い致します。

今回の補正につきましては、補正額 2 万 7 千円の増額補正でございます。基金の積立金の利息が予算額を上回りまして、そのため補正するものでございます。7 ページの財政調整基金に、この 2 万 7 千円を積み立てるものでございます。なお、3 月議会終了後の利息でありましたため、これを専決処分とさせていただきます。

それでは議案書を朗読致します。

報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成 20 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 20 年 3 月 24 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 1 ページをお願い致します。

平成 19 年度安堵町一般会計補正予算（第 9 号）

平成 19 年度安堵町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 1,258 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 3 月 24 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、2 ページをお願い致します。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 15. 財産収入、項 1. 財産運用収入

補正前の額 369 万 1 千円、補正額 2 万 7 千円、計 371 万 8 千円。

歳入合計と致しまして、補正前の額 28 億 1,255 万 8 千円、補正額 2 万 7 千円、計 28 億 1,258 万 5 千円。

次に3ページの歳出でございます。

歳出

款13. 諸支出金、項1. 基金費

補正前の額 358万円、補正額 2万7千円、計 360万7千円。

歳出合計、補正前の額 28億1,255万8千円、補正額 2万7千円、計 28億1,258万5千円。以上でございます。

4ページ以降は省略させていただきます。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第1号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第4 報告第2号：「平成19年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 報告第2号：平成19年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書に

ついて御説明致します。

先の3月議会におきまして、平成19年度から平成20年度への繰越明許費の補正予算の議決をいただいたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度へ繰り越したときは、5月31日までに繰越計算書を調整し、議会に報告することとなっております。

今回の繰越明許費につきましては、議案書の2枚目をお願い致します。

総額360万円でございます。これは土木費におきまして下水道事業特別会計への繰出金ということでございます。

なお、早期事業の完了を目指しまして努力致しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議案書を朗読致します。

報告第2号：平成19年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成19年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成20年6月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

平成19年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書

款8. 土木費、項3. 都市計画費

事業名、下水道事業特別会計繰出。

金額360万円、翌年度繰越額360万円。これに係ります財源内訳としまして、一般財源360万円。合計金額360万円。繰越額が360万円。一般財源として360万円。

以上でございます。

御審議よろしくお願ひ致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第2号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第5 報告第3号：「平成19年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） 報告第3号：平成19年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明致します。

先の3月議会におきまして議決をいただきました、平成19年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により今回の議会におきまして報告を行うものでございます。

内容と致しましては、公共下水道事業の繰越明許に係る歳出計算の経費の内訳等についてでございます。工期につきましても年度内早期完了を目指し、鋭意努力しているところでございます。

それでは報告第3号を朗読させていただきます。

報告第3号：平成19年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成19年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成20年6月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願いします。

平成19年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款1. 下水道事業費、項2. 下水道建設費

事業名、特定環境保全公共下水道事業。

金額 2億2,214万9千円、翌年度繰越額 6,820万円、左の財源の内訳と致しまして、国庫支出金 3,400万円、町債 3,060万円、一般財源 360万円。合計と致

しましては同額でございます。

以上でございます。

よろしく審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第6 報告第4号：「平成20年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について（補正第1号）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長補佐（大星義博） はい、議長。

議長（吉田宏至） 大星人権同和対策課長補佐。

人権同和対策課長補佐（大星義博） それでは平成20年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について説明させていただきます。

平成19年度安堵町住宅新築資金等特別会計決算にあたりまして、歳入267万405円、歳出1,729万132円で、歳入におきまして資金等の回収には鋭意努力を致しておりますが、1,461万9,727円の歳入不足が生じました。この歳入不足分を平成20年度歳入歳出予算で、前年度繰上充用金として1,462万円の増額補正したもので、5月30日に専決処分とさせていただきます報告するものでございます。

それでは報告書を朗読させていただきます。

報告第4号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

平成 20 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願いします。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 20 年 5 月 30 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、補正予算書の 1 ページをお願い致します。

平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,462 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,855 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 5 月 30 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

2 ページをお願いします。

第一表歳入歳出予算補正を朗読致します。

歳入

款 2. 諸収入、項 2. 雑入

補正前の額 0 円、補正額 1,462 万円、計 1,462 万円。

歳入合計と致しまして、補正前の額 393 万円、補正額 1,462 万円、歳入合計 1,855 万円。

続きまして 3 ページをお願い致します。

歳出

款 3. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 1,462 万円、計 1,462 万円。

歳出合計と致しまして、補正前の額 393 万円、補正額 1,462 万円、歳出合計 1,855 万円。

なお、次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほど説明させていた

だきましたので省略させていただきます。

以上でございます。

審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第4号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第7 報告第5号：「平成20年度安堵町老人保健特別会計補正予算の専決処分について（補正第1号）」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 報告第5号：平成20年度老人保健特別会計補正予算（補正第1号）の専決処分について説明させていただきます。

老人保健特別会計は、法に基づき当該年度の医療費に要する費用の支払を社会保険支払基金交付金12分の6、国庫支出金12分の4、県支出金12分の1、町一般会計から繰入金12分の1の収入財源から賄っておりますが、その各交付金の概算は前年度と、当該年度の上半期の医療費実績を加味し、またそれらの老人保

健審査支払事務費を根拠として、概算により交付を受けております。その概算交付金は、翌年度で精算する仕組みの特別会計の法制度でございます。それによりまして今回、19年度交付金の精算確定額の決定通知を受けまして、20年度追加収入と致しまして国庫支出金追加交付金 1,561万円、県支出追加交付金 233万7千円、歳出合計と致しまして 1,794万8千円の追加交付金を補助金を受けました。

20年度歳出におきましても、確定精算で支払基金への償還金が決定を受けまして支払基金への償還金 103万5千円、それから前年度実質収支不足計算で、5月出納閉鎖期間でございますので、1691万3千円の一般会計からの繰出しということで、歳出合計 1,794万8千円の追加歳出補正の分でございます。

平成19年度老人保健特別会計が5月31日に決算のため、歳出補正・歳入補正それぞれ 1,794万8千円を追加補正し、歳出歳入それぞれ 1億294万8千円の専決処理を致しましたので、本日6月10日日本議会に報告して御承認を願うものでございます。

それでは御手元の資料の報告第5号、専決処分を求めることについて朗読させていただきます。

報告第5号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成20年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

平成20年6月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成20年度安堵町老人保健特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成20年5月30日専決

安堵町長 島田悠紀夫

次の次のページでございます。

1ページの平成20年度安堵町老人保健特別会計補正予算（第1号）を朗読させていただきます。

平成20年度安堵町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,794万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1億294万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 5 月 30 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

2 ページでございます。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款 2. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 2,692 万 7 千円、補正額 1,561 万 1 千円、計 4,253 万 8 千円。

款 3. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 673 万 2 千円、補正額 233 万 7 千円、計 906 万 9 千円。

歳出合計の欄でございます。

補正前の額 8,500 万円、補正額 1,794 万 8 千円、計 1 億 294 万 8 千円。

次のページ、3 ページ。

歳出の部でございます。

款 3. 諸支出金、項 1. 償還金

補正前の額 1 千円、補正額 103 万 5 千円、計 103 万 6 千円。

款 6. 前年度繰上充用金、項 1. 前年度繰上充用金

補正前の額 0 円、補正額 1,691 万 3 千円、計 1,691 万 3 千円。

歳出合計でございます。

補正前の額 8,500 万円、補正額 1,794 万 8 千円、計 1 億 294 万 8 千円でございます。

次以降のページにつきましては、重複しますので割愛させていただきます。

御審議の程よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第5号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第8 報告第6号：「安堵町税条例の一部改正の専決処分について」を議題と致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（吉田宏至） はい。

4番（森田 瞳） ちょっと申し上げますけども。

日程第8 報告第6号、安堵町税条例の一部改正専決処分そして、日程第9 報告第7号、国民健康保険一部改正の専決処分、日程第10 報告第8号 安堵町消防団員公務災害補償条例の一部改正専決処分、そして日程11 飛びまして、日程第12 安堵町税条例の一部改正について、これは各々国の法律の改正に伴う条例の一部改正ということで理解しておりますので、各担当課長の方から要点のみ説明していただいて、後で新と旧の対照をつけていただいております。丁寧に。それで条文の方の朗読と、そして概要の説明のみにしていただきたいと思っておりますけども、お諮り願います。

議長（吉田宏至） そういうことで喜多課長。

提案理由の説明が多岐にありますので、重点的な説明をお願いします。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（吉田宏至） ちょっと待ってください。

森田議員の発言がございましたけど、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

議長（吉田宏至） それでは、承認させていただきます。

議長（吉田宏至） それでは、喜多課長どうぞよろしく。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

それでは報告第 6 号：安堵町税条例の一部改正の専決処分について説明させていただきます。

提案理由としましては、現下の経済財政状況等を踏まえ持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、法人関係税制・土地住宅税制について適切な措置を講ずることとされました。また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人改革に対応した所要の措置を講ずるほか、土地住宅税制の減額制度等特別措置の整理・合理化等を行うため所要の措置を講ずることとされました。

改正内容としましては、公益法人改革に適応し、法人住民税につきましては、公益社団法人・財団法人、非営利一般社団法人・財団法人につきまして、収益事業から生じた所得のみ法人税割を課税する。住宅税制では、長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅の普及を促進するため、新築から 5 年度分、(3 階建て以上の中高層耐火住宅については、7 年度分) の固定資産税について 2 分の 1 を減額する措置、及び地球温暖化を初めとする環境問題への対応として住宅の省エネ化を加速化することが必要であり、一定の省エネルギー対策を講じた住宅改修等に税制面から支援することが検討され、固定資産税においても省エネ改修を行った住宅に対する減額措置が講じられました。

また、個人住民税の住宅ローンの特別控除の申請書の提出期限に係る宥恕規定の整備がなされました。

それでは本文を省略させていただき、新旧対照表により改正内容を説明させていただきます。

主な部分を説明させていただきます。

3 ページから 6 ページの第 31 条表中、曖昧であった法人等の中に含まれる法人でない社団中で、収益事業を行っていない社団と収益事業を行っている社団を分離させ明確にされました。

18 ページ附則 7 条の 3 第 3 項。税源移譲に伴い住宅ローン特別控除が税源移譲後の所得税額から控除しきれなくなるケースが発生するため、その額を個人住民税から控除する仕組みとして住宅税ローン控除が設けられたところですが、その制度の適用を受けるために毎年度 3 月 15 日までに 1 月 1 日現在の住所地の市町村に申告する必要があるため、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける場合は、最初の年に確定申告をすれば、その後は年末調整で処理され申告は不要となっておりますが、個人住民税において住宅ローン特別控除の適用を受けるために毎年度申告が必要であることについて、十分な周知・広報をしたとしても、申告期限までに申告しない対象者が相当出てくることが予想されることから、やむを得な

い理由があると認めるときは、住宅ローン特別控除を適用することができるよう規定の整備がされました。

19 ページから 24 ページの附則 10 条については、固定資産税の減額規定について新築された住宅、新築された認定長期住宅、貸家住宅等、耐震改修が行われた住宅等、特別処置の新設・拡充による条例整備です。

附則 10 条の 2 は、高齢者に係る減額措置に対することが明記されております。10 条の 2 については、省エネ住宅改修工事に対する減額措置が明記されております。

25 ページから 27 ページ附則 20 条。地方税法第 35 条の 3 第 8 項・第 9 項。軽減税率が廃止されたことによる条文整備です。

飛ばしましたが、以上、平成 20 年 4 月 30 日施行日です。

それでは始めのページをお開きください。

報告第 6 号を朗読させていただきます。

報告第 6 号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和 29 年 5 月安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 20 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和 29 年 5 月安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決する。

平成 20 年 4 月 30 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、報告第6号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第9 報告第7号：「安堵町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について」を議題と致します。
本案につき提案理由の説明を求めます。
これも重点的な説明でお願い致します。

住民課長（吉岡 勉） はい。

安堵町国民健康保険税の一部改正の専決処分について御説明させていただきます。これも税条例と同様、国の法律改正に伴いまして安堵町国民健康保険税条例準則に順守し、同様に一部改正させていただきました。

内容と致しましては、賦課額に後期高齢者支援金と課税額を追加するとともに、その算定額、基準額を定めること。新第2条、新第6条関係でございます。それと課税賦課限度額の変更、新第23条関係でございます。それから特定世帯。特定世帯というものは、後期高齢者の方が国保から脱退する世帯のことをいいます。それに係る減額措置を定めること。それは新5条から新7条3項の関係まででございます。それから平成18年度及び19年度の課税特例の削除ということで、附則の第3条から第8条を削除しております。

内容につきまして、新旧対照表の方で御説明させていただきます。それでは新旧対照表の方を御覧いただきたいと思います。

私の方では、新旧対照表の現行と改正案の方で備考欄の方にこの根拠。何に基づいて替えたということを書いて追加させていただいておりますので、これを見ていただいたらありがたいと思います。それから抜けているところがございますが、3ページのところでございます。3ページの第5条の2項でございます。これにつきましては、世帯別の平等割根拠を各区分ごとで追加された改正でございます。それ1項から2項ということ。それから6条は、またそういうことで根拠を示しております。それから抜けているところがございますが、13ページの附

則の第 2 項のところでございます。根拠法の改正によるということで書いておりますが、これは該当者の追加の根拠を示しております。削除されているところにつきましては根拠分の削除。

次のページで 14 ページの方から後につきましては、先ほど言いました 18 年度から 19 年度に係る特例の条文を削除したということでございます。これをちょっと備考欄に書くのを忘れておりました。

それから 16 ページの長期譲渡所得に係る旧が 7 項が 3 項に替わるということの該当者の根拠の追加と、条番号の改正の整備ということでございます。

それから 17 ページの方でございます。17 ページの各下線部分でございます。これも該当者根拠の追加と条番号の改正による整備で、これを明記するのを忘れておりました。それから 18 ページも同様に該当者の根拠の追加。条番号の改正による整備ということで、これを示すのを忘れておりました。それから 19 ページも同様に条番号の改正による改正、それから当該者の根拠の追加ということで下線部分を示しております。20 ページも同様の該当者の根拠の追加及び条番号の改正による整備ということでございます。

以上、ずっと走りましたが、新旧対照表は、私の方は備考欄に明記させていただきますので一読してもらって質問等ございましたら、また当課の方に来てもらったら説明させていただきます。

それでは表に戻りまして報告第 7 号を朗読させていただきます。

報告第 7 号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例（昭和 26 年 5 月安堵村条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 20 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例（昭和 26 年 5 月安堵村条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決する。

平成 20 年 4 月 30 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

以上、本文の朗読を省略させていただきました。

御承認のほどよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第7号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第10 報告第8号：「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

産業課長（寺前高見） はい、議長。

議長（吉田宏至） 寺前産業課長。

産業課長（寺前高見） それでは報告第8号：安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について御説明させていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成20年政令第68号）が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、これを専決処分するものであります。

改正の趣旨と致しましては、最近における社会情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償額に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額が引き上げられました。それでは改正内容を説明させていただきます。

議案書の4枚目、ちょっとページが漏れていましたので御迷惑かけます。
4枚目より添付しております新旧対照表をお願い致します。

この中で簡略せよということで、5条の第3項の非常勤水防団員又は消防作業従事者のところに、「救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者」が追加されました。そして、同項の3項中、中ほどの扶養親族について一人につき200円、非常勤の消防団員等に扶養親族で1号に掲げる者がある場合にあっては、一人につき217円ということなんですけど、これ全てが一人につき217円に改められました。そして、最後に非常勤消防団員等の1号に掲げる者が次の「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」の句読点が付けられました。

以上でございます。

それでは報告第8号を朗読させていただきます。

報告第8号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年5月安堵村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成20年6月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、次のページをお願いします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年5月安堵村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成20年4月1日専決

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。
よって、報告第8号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） ここで一旦休憩させていただきます。
只今、10時53分でございます。
次の再開は、11時05分に致します。
11時05分です。
よろしくお願い致します。

（休 憩）

午前10時53分
午前11時05分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続きまして再開致します。

議長（吉田宏至） 日程第11 議案第1号：「平成20年度安堵町一般会計補正予算に
ついて（補正第1号）」を議題と致します。
本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第1号：平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

について御説明致します。

議案書の 8 ページをお願い致します。

まず 8 ページをお願いします。今回の補正の総額につきましては 850 万 5 千円の増額補正でございます。内容につきましては 8 ページ以降歳出の方で、それぞれの議会費、総務費、徴税费、戸籍、民生、土木関係でございます。これにつきましては 5 月 1 日付けの人事異動に伴います関係課の人件費の調整分でございます。この金額が 158 万 3 千円の補正となっております。

次に 12 ページをお願い致します。

12 ページの土木費の道路橋梁費についてでございます。町道の擁壁及び舗装の工事費で、通行上危険箇所があり早急に対応する必要があるため、これに対しまして 400 万円の補正。

次に同じく 12 ページの下ほどにあります消防費におきまして、6 名の消防団員が退団されました。これに対して支払います退職報償金として 292 万 2 千円の補正をそれぞれ行うものでございます。なお、消防団の 292 万 2 千円の補正につきましては、全額消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われるもので、一旦入で受けましてそれを充てるものでございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読致します。

議案第 1 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書 1 ページをお願い致します。

議案第 1 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 1 号）

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 850 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 4,950 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 6 月 10 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

2 ページでございます。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 1 億 5 千万円、補正額 558 万 3 千円、計 1 億 5,558 万 3 千円。

款 19. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 688 万円、補正額 292 万 2 千円、計 980 万 2 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 4,100 万円、補正額 850 万 5 千円、計 27 億 4,950 万 5 千円。

次のページをお願い致します。

歳出

款 1. 議会費、項 1. 議会費

補正前の額 7,084 万 1 千円、補正額 1 万 1 千円、計 7,085 万 2 千円。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 2 億 4,320 万 6 千円、補正額 559 万円、計 2 億 4,879 万 6 千円。

項 2. 徴税費

補正前の額 8,196 万 6 千円、補正額マイナス 823 万 1 千円、計 7,373 万 5 千円。

項 3. 戸籍・住民基本台帳費

補正前の額 3,460 万 5 千円、補正額マイナス 274 万 6 千円、計 3,185 万 9 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 1,624 万 6 千円、補正額 1,035 万 1 千円、計 4 億 2,659 万 7 千円。

項 2. 児童福祉費

補正前の額 2 億 1,148 万 3 千円、補正額 68 万 5 千円、計 2 億 1,216 万 8 千円。

項 3. 人権対策費

補正前の額 5,198 万 4 千円、補正額マイナス 65 万 6 千円、計 5,132 万 8 千円。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費

補正前の額 5,073 万 3 千円、補正額 12 万円、計 5,085 万 3 千円。

項 2. 清掃費

補正前の額 3 億 3,220 万 8 千円、補正額マイナス 325 万円、計 3 億 2,895 万 8 千円。

款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費

補正前の額 6,757 万 5 千円、補正額 15 万 3 千円、計 6,772 万 8 千円。

款 8. 土木費、項 1. 土木管理費

補正前の額 3,407 万円、補正額 7 万円、計 3,414 万円。

項 2. 道路橋梁費

補正前の額 1,782 万 5 千円、補正額 400 万円、計 2,182 万 5 千円。

項 4. 住宅費

補正前の額 5,707 万 4 千円、補正額 2 千円、計 5,707 万 6 千円。

款 9. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,150 万 4 千円、補正額 292 万 2 千円、計 1 億 1,442 万 6 千円。

款 10. 教育費、項 1. 教育総務費

補正前の額 5,284 万 6 千円、補正額 18 万 2 千円、計 5,302 万 8 千円。

項 3. 中学校費

補正前の額 2,545 万 4 千円、補正額 15 万円、計 2,560 万 4 千円。

項 5. 社会教育費

補正前の額 4,811 万 5 千円、補正額 マイナス 72 万円、計 4,739 万 5 千円。

項 6. 保健体育費

補正前の額 3,305 万 8 千円、補正額 マイナス 12 万 8 千円、計 3,293 万円。

歳出合計

補正前の額 27 億 4,100 万円、補正額 850 万 5 千円、計 27 億 4,950 万 5 千円。

以上でございます。

5 ページ以降の明細につきましては、省略させていただきます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 12 議案第 2 号：「平成 20 年度安堵町税条例の一部改正について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（喜多君美代） はい、議長。

議長（吉田宏至） 喜多税務課長。

税務課長（喜多君美代） それでは議案第 2 号：安堵町税条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由としまして、最近における社会経済情勢等に鑑み個人住民税について寄付金税制の見直し、上場株式等配当等譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行うこととされました。

改正内容としましては、近年我が国の寄附文化の醸成や地域に密着した民間公益活動の促進を図る必要性が高まっており、加えて平成 20 年 12 月には新たな公益法人制度がスタートすることから、個人住民税の寄附金税制においてもこのような状況を踏まえた対応が求められてきており、寄附金控除の対象に都道府県又は市町村が住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものを追加する。所得控除方式から税額控除方式へ。

控除対照限度額を総所得金額の 25%から 30%に引き上げ、適用下限額を 10 万円から 5 千円に引き下げられました。上場株式等に係る配当譲渡益に係る軽減税率の取扱についても、導入当時とは経済情勢が大きく異なっていることから平成 20 年 12 月末をもって廃止。金融所得に係る損益通算範囲の拡大については、新たに配当等株式等譲渡損失との間での損益通算を認めることとされました。また高齢化社会の進展に伴い公的年金を受給する高齢者が増加する中で、年金受給者の納税の手間が省かれて利便性の控除が期待され、市町村においても事務の効率化を図ることができ、引いては徴収体制の強化に資する観点から、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が導入されました。

それでは本文の朗読は省略させていただき、新旧対照表により改正内容を説明させていただきます、提案内容とさせていただきます。

新旧対照表 1 ページを御覧ください。

1 ページから 4 ページの 19 条第 33 条第 34 条の 2 につきましては、上位条例改正による条文整備です。

5 ページから 7 ページ。第 34 条の 7、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度が創設されました。控除方式は、所得控除から税額控除に改められ、寄付金控除の上限額を総所得金額の 25%から 30%に引き上げるとともに、適用下限額を 10 万円から 5 千円に引き下げられました。

8 ページから 20 ページ。これは同じく条例整備になります。

20 ページから 21 ページ。第 47 条の 2。65 歳以上の公的年年金等の受給者に

ついて平成 21 年 10 月支給分から個人住民税を年金から徴収する。9 月分までについては従前どおり普通徴収の方法で行う。ただし当該年度の老齢基礎年金額が 18 万円未満である者についてはこの限りではありません。

22 ページ。47 条の 3、47 条の 4、47 条の 5、47 条の 6 については、公的年金に係る住民税の特別徴収について。支払特別徴収義務者は、支払者である社会保険庁と、住民税の特別徴収は、所得の変動を別とすれば概ね年 6 回年金支給ごとに平準化して徴収されることになっております。

なお、特別徴収の方法により徴収されないこととなった税額について、普通徴収で徴収することになりますが、その納税義務者に地方公共団体に対して未徴収金がある場合は、その還付金を充てることになっております。

25 ページから 26 ページの「第 51 条」、「第 56 条」については条文整備です。

28 ページ附則第 4 条第 2 項。個人が公益法人等に対し財産を寄附した場合において公益の増進に供する等、一定の要件に該当し者について国税庁長官の承認を受けた場合は、その寄附金財産に係る譲渡所得は非課税とされておりましたが、公益目的事業のように供さなくなった等、一定の事由により承認が取り消された場合、寄附者個人に対して課税することになっております。

所得税の改正を受け、個人住民税においても当該寄附を受けた公益法人に対し、寄附時の譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課税することとされました。

29 ページから 32 ページ。附則 5 条から附則 7 条については条文整備です。

33 ページ附則 7 条の 3 第 2 項。34 条の 7 追加による条文整備及び個人住民税に住宅ローン特別控除を設けられたことによる条文整備です。

34 ページから 35 ページ。附則第 7 条の 4。地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と同様、適用下限額を超える寄付金の 10%について税額控除を適用した上で、寄附者に適用される所得税の限界税率を理論計算し、90%からその率を控除した率を特例控除額として上乘せし、税額控除を適用することとされました。

36 ページから 37 ページ。附則第 8 条第 1 項から第 3 項。肉用牛の売却による事業所得に係る特例が 3 年間延長され、また免税対象飼育牛の売却頭数が 2 千頭に限定されました。

38 ページから 40 ページ。附則 16 条の 3、1 項から 4 項。上場株式等に係る配当割の税率については平成 20 年 12 月 31 日をもって 3%軽減税率が廃止されました。配当割として特別徴収された上場株式等に係る配当所得については、申告により総合所得を選択し配当控除の適用を受けることが可能ですが、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得について申告した場合、納税義務者の選択により総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができるようになりました。

41 ページから 45 ページ。附則 16 条、17 条、18 条については条文整備です。

47 ページから 51 ページ。附則 19 条。上場株式を譲渡した場合の株式等に係る

譲渡所得に係る税率については、平成 20 年 12 月 31 日をもって 3%軽減税率が廃止されました。

52 ページから 57 ページ。附則 19 条の 5 と 19 条の 6。源泉徴収選択口座内に上場株式等に係る配当を受け入れることが可能となると、申告しない場合でも配当と上場株式等の譲渡損失との間で損益通算が行われるようになります。平成 22 年度以後の個人住民税については、同一年中又は過去 3 年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との間で損益通算を行うことが可能となります。ただし、平成 21 年中に支払を受けるべき配当については申告により可能になるため、納税者は上場株式等に係る配当所得について申告した上で、申告分離課税を選択することが必要となります。

58 ページから 63 ページの附則 20 条の 2 項、5 項についても条文整備です。

64 ページ。附則 21 条第 1 項、第 2 項。民法第 34 条に規定された社団法人、財団法人について、明治 29 年の民法制定以来大改革が行われ、新しい制度が平成 20 年 12 月 1 日施行されることによる条文整備です。

それでは初めのページをお開きください。

議案第 2 号を朗読させていただきます。

議案第 2 号：安堵町税条例の一部改正について

安堵町税条例（昭和 29 年 5 月安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第13 議案第3号：「奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 議案第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明させていただきます。

平成20年4月1日より後期高齢者医療、長寿医療制度でございますが、施行されております。奈良県後期高齢者医療広域連合の執行機関の運営体制を強化することとともに意思決定機能をより充実させるため、副広域連合長の人員の変更及び選任の方法等について所要の変更を行うものでございます。

それでは、変更箇所について御手元の新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の第11条でございます。2人から3人に。ということで常勤の副広域連合長を増員することの人員を増加するもので意思決定機能をより充実図るべき体制強化の変更でございます。

それから第12条の第5項。網掛けの下線部分でございます。副広域連合長の選任の根拠とそれから関係首長さんから2人、それから識見者1名という今回の改正によって明文化された改正でございます。

それから13条につきましては、網掛けの部分でございます。2項、3項に追加されまして、副広域連合長の任期4年でございます。

それから前条規定の関係首長さんは長の任期と失職の場合任期の場合の根拠を追加されました。

当議会で議決承認後は、奈良県広域連合より奈良県知事へ変更許可の申請を行いますので、それに基づきまして提案させていただきました。

それでは御手元の表に戻りまして議案書を朗読させていただきます。

議案第3号：奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更したので、同法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 20 年 6 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次の条文につきましては割愛させていただきます、御審議の程よろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 14：「常任委員会委員の選任について」を議題と致します。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、議長が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名します。

総務産業建設常任委員に (安井 修) 議員 (山岡 敏) 議員
(岡田裕明) 議員 (吉田忠世) 議員
(松本正弘) 議員 (吉田宏至) 議員

以上6人を、

文教厚生常任委員に (森田 瞳) 議員 (松田和代) 議員
(溝脇久利) 議員 (田中幹男) 議員
(岸田充隆) 議員 (溝本 隆) 議員

以上6人を、それぞれ選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (吉田宏至) 異議なしと認めます。

よって、只今指名しましたとおり、各委員を選任することに決定しました。
各委員の皆様方には、よろしくお願い致します。

議長 (吉田宏至) 日程第15:「議会運営委員会委員の選任について」を議題と致します。

議長 (吉田宏至) お諮り致します。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、
議長が指名させていただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (吉田宏至) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。
それでは指名致します。

議会運営委員会委員に (安井 修) 議員 (岡田裕明) 議員
(森田 瞳) 議員 (吉田忠世) 議員
(田中幹男) 議員 (溝本 隆) 議員

議長（吉田宏至） 以上6人を、それぞれ選任致したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。
よって只今指名致しました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定致しました。

議長（吉田宏至） 日程第15：「議長報告」を行います。
議会事務局長から報告をさせます。

議会事務局長（近藤善敬） それでは、私の方からご報告を致します。
初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります、
総務産業建設常任委員会委員長に （松本正弘）議員、
副委員長に （吉田忠世）議員。
文教厚生常任委員会委員長に （森田 瞳）議員、
副委員長に （溝脇久利）議員であります。
次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります、
議会運営委員会委員長に （岡田裕明）議員、
副委員長に （田中幹男）議員であります。
以上でございます。

議長（吉田宏至） 只今、事務局長から報告をさせましたとおりであります。
皆様方には、よろしくお願いを致します。

議長（吉田宏至） お手元に配付しております会期日程を御覧ください。

議長（吉田宏至） 議会運営委員会は、16日（月）午前10時からですので、よろしくお願ひ致します。

一般質問の通告期限についてですが、12日（木）の午後5時で締め切らせていただきます。

次回の本会議は、18日（水）午前10時からですので、よろしくお願ひ致します。

議長（吉田宏至） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

長時間お疲れ様でございました。

本日は御苦労様です。

散 会

午前11時36分
